

別紙

諮問第1558号

答 申

1 審査会の結論

本件一部開示決定及び本件非開示決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例（平成11年東京都条例第5号。以下単に「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「（1）東京都都市整備局市街地建築部長が平成〇年〇月〇日付で〇〇（本件建築主ら）に宛てて建築基準法第12条第5項に基づき是正計画の提出を求めた文書一式」（以下「本件開示請求1」という。）及び「（2）（1）に対する〇〇の対応が分かる文書一式」（以下「本件開示請求2」という。）の開示を求める本件開示請求に対し、東京都知事が令和3年2月5日付けで行った本件一部開示決定及び本件非開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求1に対し、実施機関は、「平成〇年〇月〇日付〇〇都市建指第〇〇号『建築基準法第12条第5項に基づく報告について（〇〇区〇〇）』（以下「本件対象公文書」という。）を特定し、条例7条2号に該当する情報を非開示とする本件一部開示決定を行った。また、本件開示請求2に該当する文書（以下「本件請求文書」という。）については、実施機関では作成及び取得しておらず存在しないとして本件非開示決定を行った。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

本件審査請求については、令和3年5月27日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和3年7月14日に実施機関から理由説明書を收受し、令和4年7月27日（第229回第一部会）から同年11月29日（第232回第一部会）まで、4回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のよう
に判断する。

ア 建築確認等の制度について

(ア) 建築確認

建築基準法（昭和25年法律第201号。以下「法」という。）6条及び6条の2は、建築主が特定の建築物を建築しようとする場合には、当該工事に着手する前に、その建築計画が建築基準関係規定に適合するものであることについて、建築主事又は法77条の18から21により指定を受けた指定確認検査機関による確認を受けなければならない旨規定している。そして、建築主は、建築主事又は指定確認検査機関から、建築計画が建築基準に適合していると確認を受けた場合に、確認済証の交付を受ける。このうち、指定確認検査機関が確認済証の交付を行った場合は、法6条の2第5項の規定により、特定行政庁に確認に係る確認審査報告書（建築計画概要書を含む。）を提出しなければならない。

(イ) 建築計画概要書の閲覧制度

法93条の2では、特定行政庁は、確認その他の建築基準法令の規定による処分等に関する書類のうち、国土交通省令で定めるものについては、国土交通省令で定めるところにより、閲覧の請求があった場合には、これを閲覧させなければならない旨規定しており、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）11条の3第1項によれば、法93条の2にいう国土交通省令で定める書類には、建築計画概要書が含まれる。この閲覧対象となる建築計画概要書の内容は、建築確認時点のものであるが、建築確認以降、計画の変更があった場合は、当該計画変更に係る建築確認の時点のものになるなど、建築物の各段階に応じ更新される。

イ 法12条5項に基づく報告について

法12条5項では、特定行政庁等が、建築物の所有者等に対して、建築物に関する工事の計画又は施工の状況等に関する報告を求めることができる旨規定している。

ウ 本件開示請求に係る建築物の状況について

実施機関の説明によると、本件開示請求に係る建築物（以下「当該建築物」という。）の建築計画については、平成〇年〇月〇日に建築確認が行われ、その後、計画の変更に係る建築確認も行われたが、当該計画変更に係る建築確認は、平成〇年〇月〇日付けの東京都建築審査会の裁決により取り消された（以下「本件取消処分」という。）。このため、当該建築物に係る建築計画概要書については、東京都建築審査会会長から東京都知事に対し、本件取消処分について通知があった平成〇年〇月〇日以降、閲覧に供されていない。

エ 本件一部開示決定について

実施機関は、本件対象公文書に記載された情報のうち、株式会社〇〇の執行役員の氏名（以下「本件非開示情報1」という。）並びに東京都建築審査会の審査請求人、裁決書に記載された参加人及び陳情者の氏名（以下「本件非開示情報2」という。）については条例7条2号に該当するとして、これらの部分を非開示とする本件一部開示決定を行った。

(ア) 本件非開示情報1の非開示妥当性について

審査請求人は、本件非開示情報1については、当該建築物の建築主であり、建築主の氏名は、建築計画概要書に記載され公にされる情報であるから、条例7条2項ただし書イに該当し、公開しなければならないと主張する。

この主張に対し、実施機関は、当該建築物に係る建築計画概要書は、本件取消処分以降閲覧に供されておらず、建築主の氏名は条例7条2項ただし書イに定める「法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」ではないと説明する。また、実施機関は、開示請求時に株式会社〇〇の法人登記の内容を確認し、当該執行役員の氏名が記載されていないことも確認しているとのことである。

このことを踏まえると、本件非開示情報 1 は、個人に関する情報で特定の個人を識別できる情報であることから、条例 7 条 2 号本文に該当し、また、同号ただし書イに該当するとは認められず、その内容及び性質から同号ただし書ロ及びハにも該当しないので、非開示が妥当である。

(イ) 本件非開示情報 2 の非開示妥当性について

本件非開示情報 2 は、東京都建築審査会の審査請求人、裁決書に記載された参加人及び陳情者の氏名である。これら非開示とされた情報については、それぞれ個人に関する情報で特定の個人を識別できる情報であることから、条例 7 条 2 号本文に該当し、その内容及び性質から同号ただし書のいずれにも該当しないので、非開示が妥当である。

オ 本件非開示決定について

本件請求文書について、実施機関は、本件取消処分を受け、当該建築物の建築主に対し、法 12 条 5 項に基づく報告を求めたが、開示請求日時点において、相手方からの報告はなく、また、当該求めに対する建築主の対応が分かる文書についても実施機関は作成していないことから、不存在を理由とする本件非開示決定を行ったと説明する。

審査会が実施機関に対して改めて本件請求文書の探索を依頼したところ、実施機関において本件請求文書を保有しておらず、また、東京都文書管理規則（平成 11 年東京都規則第 237 号）に基づき作成された登録文書一覧にも、該当する文書は登録されていないとの説明があった。

以上のことを踏まえると、本件請求文書について存在しないとする実施機関の説明に不自然・不合理な点は認められず、他にその存在を認めるに足りる事情も見当たらないことから、実施機関が本件請求文書に対し、不存在を理由として非開示とした決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

樋渡 利秋、安藤 広人、中村 晶子